

# 北宋特別法の収集と分析

Restoration and Analysis of the Special Laws in the Northern Song

青木 敦

Atsushi Aoki

はじめに

宋代法は大きく海行法と特別法に大別できる。律とともに宋朝全体を対象とする二〇弱の海行法に対し、対象官司などを特定したそれ以外のものが、特別法である。この特別法は宋代法の特徴的な一側面として、早くは梁啓超によっても着目されてきたが、<sup>1</sup>ことに滋賀秀三が総括的な説明を与えて以降研究は大きく進展し、<sup>2</sup>近年は

趙昂、戴建国らによってその唐以来の来歴、更に海行法・特別法という二分法自体への見直しについても論じられている。<sup>3</sup>ただ後述

での詳細な規定を別途に編成した個別法令集」などと説明する（一〇九頁）。

その他、郭成偉・沈国峰「神宗变法与北宋編勅的發展」『法律史論叢』第三輯、一九八三、梅原郁「宋代司法制度研究」創文社、二〇〇六、八〇八―八一〇頁、呂志興「宋代法律体系与中華法系」四川大学出版社、二〇〇九、二三―四一頁、戴建国・郭東旭「南宋法制史」人民出版社、二〇一一、九―一三頁、王晓竜・郭東旭「宋代法律文明研究」人民出版社、二〇一六、五〇六―五二四頁、楊孟哲「唐宋變革視閥下刑法類典籍編纂的歷史嬗變」『學術探究』二〇一八、一一―一頁、王曾瑜「宋朝專法述論」『人文』（河南大学高等人文研究院）二〇一九―一など。筆者も『宋代民事法の世界』慶應義塾大学出版会、二〇一四の随所で扱った。

1 梁啓超『中国成文法編制之沿革』台湾中華書局、一九三六、第七章「宋代之成文法」。

2 滋賀秀三『中国法制史論集——法典と刑罰』創文社、二〇〇三では一二四―一三四頁において特別法が詳細に論じられ、氏はこれを「宋代には史書に「二司一路一州一県勅」と総称されるところの、適用範囲を特定の地域もしくは特定の官庁の所管だけに限られた法令とその集成、および特定の要務につい

3 趙昂「試論宋代法律体系的多元結構」『史林』二〇一七、四、五一―五四頁、戴建国「宋代特別法的形成及其与唐法典譜系的關係」『上海師範大学学报（哲学社会科学版）』二〇二〇―一。近年では海行法ではなく普通法とすることが多

のようにその数は膨大であり、それが故にか特別法研究は海行法に比すればかなり遅れていることは否めず、具体的にどのようなものがあるかといった基礎的なことについてすら、不明な点が多い。

そこで本稿では、北宋の特別法法典を可能な限り収集し、正式名称、成立年月日、巻数を表の形で示し、今後期待される特別法研究への一つの材料を提供しようと思う。宋代特別法の収集作業としてはこれまでも個別的・サンプル的にはいくつかの試みがあったが、そうしたものは全体の数分の一、数十分の一にとどまり、十分な客観的基準を以てなされたものは見当たらなかった。しかしながら、胡興東が近年海行・特別を問わずまた重複を厭わず、広範な宋代史

いが（これに関して戴建国『宋代刑法史研究』上海人民出版社、二〇〇八、四〇～四一頁参照）、本稿では暫定的に海行法との呼称を用いる。

4 梁が「前古に未だ聞かざる所」といい（前掲書、二七頁）、滋賀が「かくも多くの編纂の記録を残すことは他の王朝には見られない歴史上の一つの偉観である」（滋賀前掲書、二二頁）、戴が「宋代特別法の数量に驚嘆せざるを得ない」（戴前掲論文、一二七頁）と表現するように、すでにその膨大さについては知られている。

5 滋賀は特別法のまとめは殆ど不可能であるという（前掲書、一〇九頁）。

6 サンプル的なものとして呂前掲書、二三～四二頁、趙前掲論文、四八～五〇頁、王・郭前掲書前掲箇所など。王曾瑜前掲論文、二〇三頁以下では、行政機構類・人事管理类・礼制類・刑法類・外交類・軍事類・文化教育科挙類・宗教類・財政経済類・社会関係と事務類、の八項にわたって、諸法が整理されている。

料から勅、令、格、式等の法律名を大量に収集し、これによって我々は特別法の全体像分析についての大きな手掛かりを得た<sup>7</sup>。かかる大量のデータの提供による宋代法制史への貢献は多大である。

本稿は全てにわたって指摘することはしないが、同書に大きく依存している。ただ同じ特別法の収集といっても、同書と本稿は次の三点で異なる。一つには、同書が、「元豊勅」や「元豊令」というように、勅や令などの法律の種類を単位として収集しているのに対し、本稿は「元豊勅令格式」などそれが含まれる法典そのものを単位に収集する。次に、同書が指揮、条例など広い範囲の法律種類で収集しているのに対して、本稿の主たる対象は勅令格式の四種のみである。三つめに、同書が宋代すべてを扱うのに対して本稿は北宋のみを対象とする。これらは、筆者の力量という問題以外、当面神宗の法典改革の検討を目標としていることと関係する。そしてこのような基本方針のもとに本稿では以下、可能な範囲で如上の基本情報を収集・整理してゆくが、まず「一 法典名収集上の諸問題」で法典構造や名称にかかわるいくつかの問題を、あくまでこの作業の基準という観点から論じ、然る後に収集し得た北宋特別法を〔表2 北宋特別法一覧〕（本稿末尾）として整理し、最後に最低限の所見を付したい。なお、表に記載されている法典名が本文にも登場する場

7 胡興東『宋朝立法通考』中国社会科学出版社、二〇一八。

合には出典は表に譲り、本文では必要がない限りは省略する。また『宋会要輯稿』は『宋会要』、『統資治通鑑長編』は『長編』、『宋史』二〇四「藝文志」は「藝文志」、『慶元条法事類』は「事類」、『文獻通考』は「通考」とし、年月日は・で区切り数字・干支で示す。元年、正月は一とする。表中においては更に後出の凡例で示す省略法を用いる。

一 法典名収集上の諸問題

(1) 法典構造の重層性

海行／特別を問わず法典構造という点から見ると、その最大の変更期は神宗朝にある。ことに神宗が修書法と呼ばれる勅令格式の新定義を行い、元豊以降の海行法が勅令格式（元祐は勅令式）化したということはよく知られているであろう。これをもう少し別の面か

8 神宗が初めて、勅・令・格・式の四種の法律についての定義を明らかにした、「至ったところに対応するのが格、効わたるのが式、未然に禁ずるのが令既に行われたことを治めるのが勅、これが修書（法典編纂）の要である」（設於此而逆彼之至曰格、設於此而使彼効之曰式、禁其未然之謂令、治其已然之謂勅。修書者要当知此、有典有則、貽厥子孫。今之格式令勅即典則也、若其書全具、政府繪之、有司守之、斯無事矣」『宋会要』刑法一——元豊二・六・二四）というよく知られた言。その他これを伝えた記録は多いが、その中でも『長編』三四四元豊七・三・乙巳に記されている、刑名の軽重に麗るを勅とし、約束禁止を令とし、等級に高下あるを格とし、体制模楷者あるを式とした、との解説はより明解である。

ら見るならば、英宗時期までは、一つの法典は「熙寧編勅」など一種類の法からなっていた。これに対して神宗期以降は、「元豊勅令格式」といったように複数の種類の法律が合わさって一つの法典を構成する（これを本稿では「複数種類合併」などと称することとする）ことが増える。記録に残るその最初の例は、筆者の知る限り神宗即位後の治平四年一二月に刪修が命ぜられた「群牧司勅令」である。ただこれは頒行には至らず、実際に頒行された複数種類合併型は管見の限り、王安石らが三司や諸司の歳計、南郊の費用を定式化しようとする中で三年八月に成った「三司令式」であり、その次

9 滋賀も、熙寧年間に「勅・令・格・式などの字がさまざまに組み合わせられ」たことを示唆する（滋賀前掲書、一一四頁）。

10 ひとつ理解が難しいものとして、「藝文志」に「賈昌朝慶曆編勅 律学武学勅式共二卷」という一行がある。ただ、律学武学が置かれたのは熙寧であり、英宗以前には宋では律学は置かれておらず、武学もまたわずかに慶曆三年五月から八月二四日までの間に置かれただけという（龔延明『宋代官制辞典』（増補版）中華書局、二〇〇一、三九〇—三九一頁）。また「藝文志」中のこの行の位置も元豊の前後に位置する。恐らくは、「賈昌朝慶曆編勅」の部分がこの位置に竄入したのであり、「律学武学勅式」は元豊前後の編ではないか。また他にも一点、『宋会要補編』「上清儲祥宮」に「玉清昭応宮令式」とあるが、これは時期不詳だが、真宋朝のこととも見える。

11 これを伝える史料には若干ブレがあり、『玉海』一四九「熙寧群牧編勅」には「群牧司勅令、一本は条貫勅令と云う」とあり、『宋会要』刑法一——治平四一一・二七は「群牧司条貫」とする。またこの結果熙寧三年に上られたのは「群牧司編勅」である（『長編』二一一熙寧三・五・庚戌）。

の合併型は七年三月王安石により編修された「三司勅式」四〇〇巻である。続いて王安石挂冠後、熙寧九〇一〇年には賞賜支賜、東班諸司使の職務などに関わる様々な法律が合わされて「諸司勅式」二四巻、「諸司勅令格式」一二巻あるいは「勅令格式」三〇巻としてまとめられてゆき、ここから勅令格式が整備されていった。<sup>12</sup>

だがこのように複数種類の合併型法典が出現すると、史料上の法律名理解にある問題が生ずる。つまりある一つの種類の法律名が見られた場合に、それが、法典全体の名称なのか、あるいは複数種類が合併した法典中の勅や令など一部の法律を指しているだけなのか、明確でないケースが生じるのである。例えば『長編』三三九元豊六・九・戊申に「将官勅」とあるが、これは「熙寧将官勅」や「河北将官勅」など、一つの独立した法典の名称そのものなのか、「元豊将官勅令」の勅部分なのか、名称だけでは判断しがたい。<sup>13</sup> 本

12 『玉海』六六「熙寧諸司勅式」、「藝文志」、「宋会要」刑法一一〇熙寧九・九・二五、同一一一熙寧一〇・二・二七、一〇・一一・四。熙寧一〇年「諸司勅令格式」から勅令格式が始まったことは従来から認識されており、曾我部静雄『中国律令史の研究』吉川弘文館、一九七二、四〇頁、および滋賀前掲書、一四三頁はともにこの『宋会要』刑法一一一の記事を挙げる。これについては他日論じる。

13 このケースでは、「将官勅」のみの記録は元豊六年であるから、これより前の元豊二年に修定された「元豊将官勅令」一二巻の一部である可能性が高いが、前後が分からないものは多々ある。

稿では後者の場合の「某々勅」「某々令」（この場合「将官勅」）などに對し、それを含む法典全体（この場合「元豊将官勅令」）を「親法典」としたいが、ある単一種の法律の記録があっても、親法典の存在が確認できないことは多い。<sup>14</sup> 逆に親法典の名称のみからは、現実にとどのような子の法律があったかも、確定しがたい。<sup>15</sup>

一般的な構造を、親法典が勅令格式形式だった場合に即して考えると、特別法の場合は特定職務に特化した親法典が勅や令といった種類ごとに分かれ、その下に条文が来る形となる。中には法典内部

14 二、三例を示す。「崇寧通用貢拳勅」（崇寧貢拳通用勅）の誤であろう、「崇寧貢拳通用令」、「崇寧貢拳通用式」なる法律の記録が見られる。このことからすれば高い確率で「崇寧貢拳通用勅令格式」が存在したが、それは史料上、確認できない。同様に「元祐貢拳勅」とあれば、それは「元祐貢拳勅令」中の勅、「大觀重修大礼格」とあればそれは「大觀重修大礼令格」中の格と想像されるが、このような親法典が史料上見られないことも少なくない。ただ胡は逆に、「夏祭勅令格式」なる法典が史料上確認できた場合、そこから演繹的に存在が予測される「夏祭格」「夏祭式」が、史料上は確認できなくとも、あると予想し、これらを加えている（胡前掲書、五一五、五六〇）。これに対して本稿は史料上確認できる法典のみを集める。

15 「大礼令」（元祐四年記事）は親法典「度支大礼賞賜勅令格式」の一部である可能性が高いが、ではこの親法典が度支、大礼、賞賜の三門に分かれ、各門それぞれに勅令格式令四種が全てが含まれ、全部で三×四＝一二の法律が揃っているのかは、まったく分からない。胡は揃っていると想定している（胡前掲書、一八六、二四八、五二一頁等）。

が更に門に分かれているものがあるが、必ずしも門分けされていたとは限らないだろうから基本的には三層構造と考えることができる。これに対して元豊以降の（元祐の勅令式以外の）海行法は、法典全体が勅令格式の四種によって構成され、それぞれが篇目に分かれていて、条文はその下に来る。つまり四層構造である。胡が勅、令など篇目レベルを基準としているのに対し、<sup>17</sup>本稿はその親法典レベルの、頒布された際の法典名で収集する方針である。

ただ特別法には、内部が門分けされているものがあるほか、複数の法典が合わさって某かの大きな編纂物を構成しているものもある。このような例として、「景靈宮供奉勅令格式」は「儀禮勅令格式」その他各種の式などとともに、「祭祀」一九一卷の一部となり、またこの「祭祀」は龍圖直學士宋敏求らがまとめた大規模な儀禮書群の中の一つとなっている（『宋史』九八礼志「吉礼」）。また前出の諸司関係の熙寧一〇年「諸司勅令格式」も多様な子法典を合わせた親法典である。ところで多少解説が必要なものとして、「一司一務一路」型の特別法がある。複数の官務・地方向け特別法を「一司一務一路一州一勅」などと議論の中で総称することはままあるが、単なる総

称ではなく、「一司一務編勅」（并目錄）四四卷などまとめて法典名を付されて頒降されることもあって、後者の場合はどの層が命名降の対象であったかは一概には言えない。

またこの階層構造に関連し、多少複雑なものとして皇祐の編勅がある。皇祐の法律には南宋に至るまでかなり重要だったものもあるように、客戸の逃移の関係では開禧に至っても皇祐法が使われていることがよく知られているが、<sup>18</sup>「皇祐編勅」なるあたかも海行法の如き名称の法も、南宋に至るまでしばしば登場する。諸史料を突き合わせてみると、それ以前から「一州一県勅」が編纂されており、他方複数の官司向け特別法がまとめられた「皇祐一司編勅」が四年九月八日に頒降されており、これらが合わさって「一司一路一県勅」となったようである。「皇祐編勅」とはこれらの総称と思われる。<sup>19</sup>九〇三卷にのぼる「政和勅令（格）式」<sup>20</sup>も具体的には不明である。後出の「表2」に示した各注の出典の他、「長編」二八六熙寧一〇・一一・壬午所引「中書時政記」など。

16 前注「度支大札賞賜勅令格式」以外に、紹聖三年「常平免役勅令」の中には常平、免役、農田水利、保甲等の門が立てられたという（『宋会要』刑法一―一七紹聖三・六・八）。

17 それぞれ、胡前掲書、四五五頁、五六〇頁。

18 周藤吉之『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会、一九六五、二〇二頁など。南宋晩期に「皇祐勅」とあっても、それは皇祐間の単行勅が百数十年間使われたということではなく、皇祐の一州一県勅などの編纂法であろう。

19 後出の「表2」に示した各注の出典の他、「長編」二八六熙寧一〇・一一・壬午所引「中書時政記」など。

20 王韶「政和勅（令）格式」は『宋会要』刑法一―二九政和六・閏一・二九及び「藝文志」に見られる。戴もこれを全国の範囲で統一的に通行された編勅ではあるまいとする（戴建国『宋代法制研究叢稿』中西書局、二〇一九、一二頁）。その他、「治平編勅」（『宋会要』礼五八―四熙寧三・八・九）も詳細不明。

あるが、同様の多層構造を持つのではないかと推測される。

(2) 海行法との関係

ところで北宋前期の海行令篇目は、唐令以来の構造を受け継ぐくらはば確定できる。しかし勅は初めから副次法典として出発したこともあり、当初は南宋のように律一二篇目に整理されておらず、また刑罰規定のみではなかったため、史料上に登場する勅が単行の詔勅か、編纂法典であつても海行編勅のものか特別法なのか、その弁別は時として複雑である。そこで以下、海行勅が明確に唐律一二篇に分けられた時期の問題、また実は特別法であつても一見すると海行法典が如き名称である一、二の事例について、触れておきたい。

前者の問題に関し、「天聖編勅」編纂時に勅となすべき二八六条を律の一二門に分けたといい、また元豊にも勅は一二門であつたという。<sup>21</sup>そして確かに、皇祐には勅の条文を指して「職制条」「断獄

胡は委細不明のものとしてこれら三者に加え「崇寧勅」を挙げ、崇寧に編纂されたであろう勅令格式の存在を想定するが（前掲書、一五八頁）、この「熙寧勅」は親法典ではない何らかの勅、あるいは某かの単行勅を指しているのであらう。

21 『天聖編勅』編纂の際のこととして「定可為勅者二百八十有六条、準律分十二門、総十一卷」、一方で元豊二年神宗修書法との関連で「於是凡人笞杖徒流死、自名例以下至断獄、十有二門」。いずれも『宋史』一九九刑法志「刑法一」。

〔表1 律篇目を冠した勅（北宋）〕

「政和名例勅」	刑1-28, 4.7.5。
「元符職制勅」	方10-26, 靖国1.3.27。
「政和職制勅」	職42-37, 3.10.4。
「元符戸婚勅」	刑1-18, 靖国1.1.10。
「政和戸婚勅」	職58-21, 宣和3.7.24。
「廐庫勅」	食30-31, 元符2.3.27。
「政和詐偽勅」	職13-26, 宣和2.12.12。
「元符雜勅」	輿4-7, 政和1.12.7。

2〕の凡例に説明した方法に従う）、そこに見えるこのような勅は北宋最後の二海行法、「元符勅令格式」と「政和重修勅令格式」のものだけである。これが一、二例というのであれば偶然ということもあり得ようが、徴し得た八例すべてとなると、やはり現実に海行勅が南宋のように一二篇目を冠するようになったのは、天聖や元豊ではなく元符以降と考えざるを得ない。とすれば、一二篇に分門整理されていなかった熙寧、元豊以前の海行法編勅はどのような構造であつたのか、これは今後の課題としたい。

22 『宋会要』刑法六一五五皇祐二・三二六に「準勅職制条」「每州旬具本州及外県禁繫…」、又断獄条「諸県旬具禁繫、犯囚断遣刑名…」とあり。

では当時、このような海行と特別法、つまり両宋の二〇弱の総合的な一連の法典と、それ以外の対象特定のな法律を区別する意識があったかといえは、それはある程度存在したと言うべきであろう。

まず海行法典を示す概念として、確かにある種の法典を「海行」と称することは元祐以降少なくない。だが「海行」とは天下に遍く行われるの義であるから、「禄令」など現在では特別法と分類されているが、海内を広く対象とするため当時「海行」と称されていたものもある。<sup>23</sup>とは言え、「海行」の法といえは、大半は今日言う所の海行法に近い。<sup>24</sup>これに対し、「一司一路」など「一〇」という言い方で想定されているものは今日言う特別法に近い。「建隆編勅」編纂に際しては「一司一務一州一県」の類は在らず（『宋会要』刑法一―一建隆四・二・五）、「咸平編勅」編纂の際には「一州一県一司一務」は各の本司に還し在らず（『長編』四三咸平一・二二）、「慶曆編勅」

23 『宋会要』刑法一―三七紹興六・九・二一。ただ「禄令」は、趙前掲論文、五六頁に唐令の海行法篇名が宋で特定事務法となるケースの具体例としてあげられている通り、他の多くの特別法とは背景が異なる。

24 趙升「朝野類要」四「法令」には、「一司」と題して「在京内外百司及在外諸帥撫監司財賦兵馬去処、皆有一司条法」とあり、またこれに対して「海行」は「勅令格式、謂之海行。蓋天下可行之義也」と説明される。ここに見える（一司―海行）の意識は今日の（特別―海行）に近い。なお付言すれば、葉適『水心先生集』三「新書」でも概ね熙寧以降の海行法を「勅令格式」と称しており、同じように趙升もここで「海行」と「勅令格式」を神宗以降の海行勅令格式との意味で用い、等置しているのだから。

では「一司…又た編勅の外に在るなり」（『宋史』一九九「刑法」）などと、海行法編纂の中からは除かれ、別立てにされた。更に『長編』では神宗が修書法によつて所謂勅令格式の新定義を行った際の記事に、「天下土俗同じからず、事に各の異有り、故に勅令格式の外、一州一県一司一務勅式有り、又た別に省曹寺監庫務等勅凡若干条を立つ」と、<sup>25</sup>対象特定のな法律は海行法とは別立てとなったことが伝えられている。そしてこれら特定のな法律を集成し、「一〇―」型の名称の法典が編纂・頒降されることも少なくない。<sup>26</sup>その他、「元祐詳定編勅令式」編纂に際しては「又た専ら一事が為に特立せし新書、景德農田、慶曆貢奉の若き有り、皆な別に条勅と為し、付して逐司に在り」（『長編』四〇七元祐二・二二・壬寅）とあり、これも我々が用務・官司特定のであると理解する特別法とあまり変わらないように見える。今ひとつ「専法」という語もあるが、これは特別法よりも若干特定のなことが多い。<sup>27</sup>

だがこれが条文レベルとなると、海行・特別法両者の境目は決し

25 「天下土俗不同、事各有異、故勅令格式外、有一路一州一県一司一務勅式、又別立省曹寺監庫務等勅、凡若干条」（『長編』三四四元豊七・三・乙巳）。

26 出典は省略するが、諸史料を総合するに、熙寧四、六、九年に「諸路一州一県勅」、「一州、一県、一司、一務勅」、「一司一務一路一州一県勅」などといった特別法が成っているようである。

27 一例として『宋史』一六三職官「刑部」に「其一司一路海行所不該者、折而為専法」とある。

てクリアではない。そもそも法律条文とは基本的には具体的な一事についての規定なのであって、それは特別法であっても海行法条文であっても変わらない。<sup>28</sup> 極端な場合には、両者の条文が同じであることすらある。「諸監司郡守在任、不得陳乞通理滿罷者。若不因罪犯罷者、許通計前任考任」なる条文は、特別法の尚書考功令と海行法の考課令の双方に見られる。<sup>29</sup> 神宗以降は同一行政課題を扱う類似内容の複数の法律が同時に制定され、それらが既存の諸法典に合入されてゆくという新立法形式が始まるのだが、それでも海行法・特別法の扱いに殆ど差は見られない。<sup>30</sup>

## 二 収集の対象と範囲

### (1) 勅令格式以外の法律

宋代法典には他にも、様々な形式が存在する。例えば法律編纂物には「法」「条貫」といったもの、特に格を含むものとして「

28 趙は法律条文の内容比較から海行・特別法の両者は互いに影響・配慮し合う場合があることを明らかにしている（趙前掲論文、五一～五四頁）。

29 それぞれ「永樂大典」一四六二六「吏部条法」所引「尚書考功令」、「事類」五職制門「考任」考課令。尚書考功令では考字が一字少ない。

30 このような一例を示すものとして、『宋会要』食貨五一—四〇政和三・一〇・一七の駆磨点検関連法がある（青木敦「慶元文書令訳註稿」『青山学院大学文学部紀要』六二、二〇二一、六三～六六頁）。

格法」「格令」「格目」「格勅」といったものがあり、分類は容易ではないが、本稿の対象は冒頭に述べたようにとりあえず、勅令格式の四種である。これは四者に新たな定義を与えた神宗の法思想の中心であるからだけではなく、實際宋代法典の中では、律およびこれら四種のどれかひとつあるいは複数の組み合わせからなるものが多数を占めるからでもある。そこでここでは、勅令格式四種

31 治平三・五庚午頒行の「銓曹格勅」一四卷（長編）二〇八同日、『宋会要』選舉二四—二二同月、「藝文志」『玉海』六六「治平銓曹格式」で「格式」とするのは誤りか）は、複数種類合併型ではなく、律令格式にあらざる宋初の新法典としての「格勅」と見て、これは採らない。もう一つ、「格令」も一般的理解が難しく、複数種類合併型の法典名ではなく単に個別に格と令を示すだけのこともある。南宋の事例ではあるが『宋会要』食貨六四—一〇八嘉泰三・二・二一に見られる「慶元重修格令」の格、令は、示されている条文が「事類」三〇財用門一「経総制」にそれぞれ賞格、場務令として見られるので、これは法典名称ではなく単に「慶元重修勅令格式の格と令」を意味する。一方「藝文志」には「李定、元豊新修国子監大学小学元新格十卷、又令十三卷」とあり、内容的には格と令のようだが、正確な法典名ははっきりしない。ここでは暫定的に、「元豊新修国子監大学小学元新格令」との名称を想定した。ただそもそも、『宋会要』刑法の項目名としてあるように、「格令」とは法律法典などを表す甚だ一般的な語でもあり、こうした様々な面を考慮しつつ、元豊頃の「祠祭格令」（『宋会要』礼一一四大觀一・二・六）は対象外とした。他にも若干判断に迷うものがあるが最終的にはケースバイケースで判断した。

32 この四種以外の形式とはいえ、胡は「その他の類型の法律篇名」として、申明、断例、指揮、看詳、条貫、法、条制、条例、事類などを示している。胡前掲書、六二一～七五三頁。

を分析しようとする際に問題となる二、三の事項についてのみ触れておきたい。

まず「法」なる法律名称について。これはもともと、文脈によって指示代名詞のように使われることが多いし、「関連法」を意味することもあるが、「法」が法典の正式名称という場合もある。いずれにしても本稿ではこれを採録対象とはしないが、まれにそうしたものの内容に勅令格式が含まれることもある。紹興二一年に頒降された「紹興編類江湖淮浙京西路塩法」は塩法勅、令、格、式各おの一卷、および続行指揮一三〇卷等の二つの部分からなるという（『宋会要』刑法一—四二紹興二二・七・二八）。もつともこれは続行指揮が溢れかえって問題となっていた紹興後半の事例だが、同法典も続降指揮部分が大半を占めている。

次に、法典名が「勅例」であるが形式的には勅令格式であったと思われる「軍馬司勅例」の例を見ておきたいが、この軍馬司関係法は若干込み入っている。まず、熙寧八年から司動員外郎崔台符、ついで枢密使呉充が提挙し熙寧一〇年一月壬申に「詳定刪修軍馬司勅」五卷が成った（『宋会要』刑法一—三三六二・九・二八）。しかし「軍馬司勅例」が久しく刪修されていないことから、元符元年に「紹聖（詳定刪修）軍馬勅例」が成書した（『長編』二八〇、「藝文志」。法典名に冠される年号が成書頒布年号とズれることについては後述）。だが大觀二年には徽宗が今度は「軍馬司勅例」には勅令格式の名はあっても名実には混淆し、勅の中に令があり、令の中に格

がある。「勅令格式概念を整理した」神宗の『此に設けて彼を逆え、已然・未然を禁ずる』の訓にそむいている」として重加刊正を求めている（『宋会要』刑法一—三三六二・九・一八）。いろいろと不ポイントが多いが、内容は勅令格式のようであり、これは本稿の採録対象とした。

## (2) 若干の令、格について

その他本稿〔表2〕では、附令勅、格勅ともに対象外とする。「四時聴選式」や「報水旱期式」は法典としての式に含めるべきか即断し難く、参考扱いとする。古来の「月令」は除外。南宋令としてある「時令」は、本来は対象となるが、現実には本稿の検討範囲には見当たらない。<sup>33</sup>一方、唐令篇目にある「禄令」は、宋代には嘉祐に「駅令」とともに編纂された重要な特別法であり、「知大藩府禄令」、「熙寧新定皇親禄令」など対象を限ったものとともに、対象に含める。なお「禄令格」も長く見られ、嘉祐の制定以降、政和、紹興に重修され続け、「紹興重修禄令」は少なくとも乾道まで（『宋会要』職官五七—八七乾道六・閏五・六）見られるから、嘉祐より一〇〇年以上も利用されていた。同じく唐令篇目にあり、宋代に幾

33 「月令」、「時令」の法典性については趙晶『天聖令与唐宋法制考論』上海古籍出版社、二〇一四、三四頁参照。

34 「禄令」と「駅令」については戴前掲論文、一三三—一三三頁に詳しい。

度となく編纂が繰り返された「学令」も同様で、元豊以降は対象とする。「儀制令」も唐以来の令であるが、北宋では更に海行法との関連から特別に取り扱わねばならぬ問題を含んでおり、本稿では暫時扱わない。

また「賞格」は宋代の格の代表だが、同時に古来普遍的に見られる一般語でもある。ここでは、海行法「賞格」は対象外とするが、景德の「用兵誅賞格」以降、「功将士賞格」など名称が内容特定であるものは少なくなく、これらについては掲載する。

### (3) 法典名と巻数

以下、法典正式名や巻数などの情報を整理してゆく上での多少技術的な側面を考えておきたい。まず法典の編纂としては、初めに皇帝の命令を受け臣下が新規の編纂・既存法典の改訂といった作業を行い、その新たな編纂物を上呈し、皇帝が認めればこれに正式名称が下賜され、印刷・頒降する、という手順が一般的である。臣下からの名称の提案に対し皇帝は年号や「重修」「詳定」といった語を加えて命名することもあるし、臣下が初めからそういった語を含めて提案することもある。だがその正式名称を知ろうとしても、同一法典の名称が史料によって異なることもあり、これらは結局個別の検討に委ねるしかない。だが一般的にはこのような編纂時の経緯を記述した史料があり皇帝が「くを以て名づく」などと明記されていれば、ほぼそれが正式名称であろう。また書目に載せられているも

のも正式名称に近く、またこれらの記述には巻数が付されているものも多い。一方臣僚の議論の中などでは正式名称を短縮する、神宗以前の編勅の時代を重視して勅令格式等を「く編勅」と言い換える、年号がないものに説明的にそれを加える等々のケースが散見される。法令の成立過程などを故事の形で伝える『玉海』や『通志』などの記事にも、名称に年号を冠する傾向がある。一方その名称にもかかわらず元祐頒降であった上記の「紹聖軍馬勅例」のように、頒降時とズレる年号が冠されていることがしばしばある。これは編纂・頒降した際の年号ではなく、その採録対象の勅などが出された時期の年号を法典名に冠するからであろう。<sup>35</sup>

また正式名称と密接に関わるのが巻数の問題である。法典編纂時には勅令格式本体以外にしばしば目録、看詳、申明、ことに南宋には对修勅、对修令、对修看詳、修書指揮、参用指揮、浄条、特旨断例など様々な編纂物が派生する。正式名称を付された法典の内容がこうした付属編纂物を含むか否かは、同一の法典に関してすら史料により異なる。例を挙げたい。陳彭年編の海行法「大中祥符編勅」

35 一例として『宋会要』刑法一―一三元祐一・四・八に「乞先決頒行、以『元豊尚書戸部度支金部倉部勅令格式』為名。所有元豊七年六月終以前条貫已經刪修者、更不施用。其七月以後条貫自為後勅」とある。つまりこの勅令格式の内容は元豊七年六月末以前の諸命令で、それ以降のものはここに含めず後勅として扱うということになるから、この法典は命名されたのが哲宗元祐であったも、冠された年号は元祐ではなく編纂対象の命令の発布時期である元豊である。

の内容は、編勅部分三〇卷、「儀制勅書德音」一〇卷からなるが（『長編』八七大中祥符九・八・己卯）、「藝文志」は「陳彭年、大中祥符編勅、四十卷」とするから付属編纂物を含めた巻数であり、一方『通志』六五刑法は「大中祥符編勅、三十卷」とするから含まれていない。同様に、特別法「宗子大小学勅令格式」の構成は勅令格式部分合計一五冊、付属の申明・一時指揮・对修勅・令の部分の合計五冊だが、この同じ正式名称に対して「藝文志」は一五卷、『宋会要』崇儒一—三大觀四・閏八・甲寅は二二冊とする。「藝文志」は「大中祥符編勅」の例とは逆に、ここでは付属物を含めていない。

ところで留意しておきたいのは、法典の成立は必ずしも常に編修の命、臣僚による編修・上呈、皇帝による裁可・頒降、といった簡単な経緯を辿るものばかりではないということだ。特に複雑な実例として、右に述べた皇祐の諸法がある。出典は煩雑なので省くが概ね、天禧元年の詳定の詔に対して李迪が「一州一県新編勅」を二度にわたって上り、「一州一県勅」は慶曆七・八年から編纂が本格化し、他の一司勅や一路勅とともに皇祐四年に頒降され、これが後にも通行したものと推察される。これなどは制定経緯についての記録がある程度残されている方だが、編纂の事実のみが短く伝えられ、頒降に至ったか否か確認できない記事も決して少なくない。親法典か子の法律か不明な場合にも採録すると同様、存在した可能性のある法典の情報を活かす方向、本稿ではこれら編集のみの記事についても採録対象としている。なおこの皇祐の「一州一県勅」について天

禧から慶曆の編纂記事は不掲載としたが、編纂や上呈に止まるのか頒降に至ったのか不明なものもあり、本稿で「表2」に採録する対象に含めるかケースバイケースではあるのだが、基本的には各時期に如何なる構成の法典があり得たか知るために掲載する方向である。また同一の法律中の別階層を示す法典名については、子の法律と推察されるもの——これは極めて判断が難しく、まったく暫定的であるが——を、（ ）に入れて採録した。

### 三 凡例と表

さて実際に本節では勅令格式四種の特別法の親法典を一覧表の形で提示したいが、以下のような方針とした。まず、史料上に登場する単一種の法律名が、独立した法典そのものなのかこうした何らかの親法典の一部なのか判断が難しいケースがある。その中で書目中の記載、編集・頒降の記事などから、ひとつの独立した親法典であると判断できるもの（㉞）は各マス内の横線の上に配し、また臣僚の議論の言及などによってその法律の存在は知られるが、親法典であるか否か不明であるもの（㉟）はその下に配し、更に親法典ではなく子の法律である可能性が濃厚なものは（ ）に入れた。この①の中には、親法典なのか否か判断が難しいものが多々あるが、大雑把には、どういった方面の特別法が存在したか知る手掛かりとなる。

このように暫定的な基準を多々設定せざるを得ないし、北宋か否かを含めどうしても時期を確認できなかったものも二、三あり、そもそも筆者の取り落としも少なくないとは思われるのだが、とりあえず、現段階での結果が〔表2〕である。

一部既述したと重なるが、他の凡例は以下の通り。他表も同じ。

・ 出典は次の省略に従う。『宋会要』帝系は帝、礼は礼、輿服は輿、儀礼は儀、崇儒は崇、職官は職、選挙は選、道釈は道、食貨は食、刑法は刑、兵は兵、方域は方、蕃夷は蕃、補編は補とし、記事の見出しは省く。また『長編』は長、『宋史』二〇四「藝文志」は藝、『宋史』他部分は宋、『玉海』は玉とする。日付は分かる範囲で年月日をピリオドで区切り数字・干支で示すが、年号がその欄の年号と同じであれば省略し、異なれば記す。太平興国は興国、大中祥符は祥符、建中靖国は靖国。

・ 可能な限り法典名の次に巻数、冊数を示す。巻数は数字のみ。  
 ・ 当該法の成立に関わる時期が分かる場合は、法典名の前にその年月日等を印し、またその出典がそこに示した年月日等と同じ場合は、出典中の年月日等を省く。C<sub>2</sub>はおおよそ。マス内では、そのマスの年号は省略する。「(年号)初」「(年号)間」などはそれぞれ初、間と略。

・ 成立時は、知り得る範囲で、(i) 法典名に冠された年号、(ii)

頒降、(iii) 雕印、(iv) 命名、(v) 編纂、(vi) 編纂者への褒賞、(vii) 他の編纂に関わる何らかの事項、の順に優先する。

・ 複数種類の法を合わせた法典については、最初の法によって配置する(例えば「勅令式」は勅の欄、「令式」は令の欄)。

・ 各マス内での配列は、日付・六部や中央地方の順・類似性などを考慮し任意におこなった。

・ 親法典の名称が分かりその一部であると強く推察される法律名は(一)に入れた。

〔表2〕では、以上のような前提のもとに北宋の特別法を可能な限り頒降日時、正式法典名、巻数を整理した。

#### 四 所見

##### (1) 量と頒布動向

この〔表2〕に挙げられた総項目数は、ほぼ四〇〇ほどとなる。採録は上に述べ来たった様々な前提に基づくのではあるが、それでもこれは現存記録に手掛かりのあるものだけだし、範囲も勅令格式に止まることを思えば、実際に頒降された特別法数はこれをかかなり上回ると想像される。しかもこれが則例などの例ではなく、勅命により編纂され頒降された法典なのであるから、諸氏がかように驚いたのも頷ける。また特別法は数だけではなく総量も膨大で、海行法では熙寧以前の各編勅のサイズは一〇～二〇巻前後、元豊以降は

七〇〇一三〇卷台、勅二・令五〇・格式各三〇と巻数が固定化してきた南宋でも目録や申明を含めて二〇〇卷台だが、これに対し特別法の巻数はといえば、大部なものとしては元豊「明堂禘饗大礼令式」が三九三卷、「熙寧編三司勅式」が四〇〇卷、「六曹勅令格式」は一〇〇〇卷、「明堂勅令格式」は一二〇六冊に至る。そもそも〔表2〕中に巻数や冊数のあるものが全体の四分の一程度なのだが、一冊一巻として単純に表中の巻冊数を総計すれば約七二〇〇巻となるし、更に勅令格式以外に目を向けるなら、元祐の「六曹条貫及看詳」三六九四巻といった途方もない規模のものもある。

当然ながら、ある一時期にある一司務が対応する必要のあった法の総数は別問題だが、それでもこれ以外に各種の特別法、海行法、続行指揮、断例等があったわけだから、例えば元祐の六曹の各司務が従うべき条文数は大変な量であったろう。

特別法自体は、戴が明確にするように、唐代にはすでに特定官司の法があり、宋代特別法の淵源もそこに遡ることができる。<sup>37</sup>しかし唐五代の延長にあるものを除けば北宋前半の特別法編纂は甚だ少

36 巻と冊の関係は多様だが、両者を換算せずに併せた巻冊という単位はある

し、また実際、『宋会要』食貨三二一一〇紹興二一・八、四所出の秦檜上の茶塩二書及び『宋会要』刑法一一二六政和二・一〇二所出の「政和重修勅令格式」では、巻数と冊数は計算上一致している。

37 戴前掲論文、とくに一二八頁。

ない。太祖期にはほぼ前代からの法典を引き継いでいるが、表中太宗期の特別勅、令、格は皆無で、次に特別法が出され始めるのは真宗以降となる。それも表からは、「開宝長定格」が僅かに見える程度で、これも宋代特別法としてよいか疑問が残る。勅・令・格の特別法が現れるのはここでは咸平以降である。<sup>38</sup>だが神宗以降、特別法は爆発的に増加する。上掲〔表3 年号別北宋特別法総数〕は各年号別に勅令格の総数を表したもののだが、各皇帝在位中の年あたり特別法数は英宗までが殆ど一以下なのに対し神宗期では約一〇件、哲宗約三件、徽宗約五件と神宗期に一〇倍近くなる。また巻冊として計算すると、上記約七二〇〇巻の内訳は北宋初〜治平三年の一〇六年間で約九〇〇巻、四年以降北宋末まで六一年間で約六三〇〇巻となり、大雑把には英宗期までが年あたり一〇巻、神宗期以降は一〇〇巻と、これまた神宗期に約一〇倍と急増する。

三司関係法は王安石がその登壇以降から制定に深く関わってきたし、旧法派からは神宗以降の法の過剰さが批判されることになる。<sup>39</sup>しかし元祐にも特別法成立は多く見え、南宋にも続くことから、神宗期に突如発現したこの特別法の継続的大量頒降は、神宗以降宋代の法典編纂の基調となったと言える。

38 「咸平編勅」編纂の際に「其釐革一州一県一司一務者各還本司」とあるように、この時に三司関係も一司法とされたと想定される。

39 こうした議論は枚挙に暇がないが、葉適はこの文章中でも法の詳密さを嘆く。

[表3 年号別北宋特別法総数]

年号	敕	令	格	式	計	皇帝・年あたり
建隆		2	3		5	太祖 (16) 0.8
乾徳			1	2	3	
開宝		2	1	1	4	
興国				2	2	太宗 (22) 0.1
雍熙						
端拱						
淳化				1	1	
至道						
咸平	3				3	真宗 (23) 0.1
景德	4		3	2	9	
祥符	2	1		2	5	
天禧	3	1			4	
乾興		1			1	
天聖	3				3	仁宗 (41) 0.7
明道	1				1	
景祐	4			1	5	
宝元						
康定			1		1	
慶曆	2			1	3	
皇祐	7				7	
至和	1				1	
嘉祐	5	2		1	8	
治平	3	1			4	英宗 (4) 1
熙寧	35	7	5	36	83	神宗 (18) 9.5
元豊	38	23	17	1	88	哲宗 (15) 3.2
元祐	15	8	2	1	26	
紹聖	8	1	4		13	
元符	3	2	2	2	9	徽宗 (25) 4.7
靖国	3		1		4	
崇寧	7	10	3	1	21	
大観	13	14	7	1	35	
政和	16	9	18	1	44	
重和						
宣和	7	6	2		15	
靖康						

総計407

次に、特別法の中にはたいへん長寿であったものがある。海行法も、考えようによっては総合的な一つの法典が再編纂を受けつつ宋末まで存続していると言えるのかも知れないが、特別法もまた短期的なものとは限らない。朝代を跨ぐものともなると、「長定格」などは唐末から一八〇年間は使われていた。<sup>40</sup> 宋より前に由来する「長定格」「循資格」などは北宋初期にも盛んに利用された重要なもの

のである。<sup>41</sup> 特別法は海行法のように定期的な再編纂・命名頒降を受けない分、かえって年号を冠されたものが相当持続することがある。たとえば乾道二年に「崇寧在京通用法」の利用例が見られるから(『宋会要』職官一―八二乾道二・一一・一六)、これは崇寧に編纂されたものが、恐らく条文の追加や削除などが行われつつも、六〇年ほど命脈を保っていた例となる。また再編纂によって特に長くその名が残ったものとして、王安石新法の常平免役関係を見てみたい。

40 少なくとも唐会昌四年(桂齐遜「唐格再析」『中国古代法律文献研究』四、二〇一〇、一二八―一二九頁)から崇寧二年頃(『宋会要』選舉二四―一五崇寧二・五・二三)まで見られる。

41 これらについては宋代特別法の沿革を論じる戴前掲論文に詳しい。

紹聖三年には常平免役、農田水利、保甲などの諸法をまとめて「常平免役勅令」(前出)が頒行され、その後はこれは重修のたびに「政和統附紹聖」「紹興重修」などが冠された(『宋会要』刑法一―四一紹興一七・二一・六)。そして『事類』四八「支移折變」所載の嘉泰元年六月一四日勅にも、「紹興常平免役令を檢准するに」と見られるから、常平免役法を概観すれば、紹聖三年の「常平免役勅令」編修に端を発し、重修を経て一〇〇年以上続いている。<sup>42</sup>

## (2) 勅令格式の成立

他にも「表2」から、複数種類合併型が神宗期から現れることを再度確認したい。既述のように、複数種類合併型は神宗治平四年一二月の「群牧司勅令」に始まるが、これより前には複数種類合併は行われなかった。それまでの法典構造を顧みるべく、北宋初期のいくつかの考試進士法を考えてみる。真宗朝初期には進士の考試について様々な議論がなされたが、<sup>43</sup>その中で景德四年一〇月乙巳は「考試進士新格」が、また「礼部考試進士勅」が作られている。

42 ただ一方、『建炎以来朝野雜記』甲集五「役法總要」には、『紹興常平免役勅令』以降の統降指揮を陳居仁がまとめ、『役法撮要』が淳熙一四年に頒降されたとある。嘉泰勅との関係は後考に俟つ。

43 何忠礼『南宋科挙制度史』人民出版社、二〇〇九、一六一、二一六頁、王瑞来『文献可徵』山西教育出版社、二〇一五、二五三―二七〇頁など。糊名考校等の制実施などこの時期に科挙の充実が図られた。

更に同年には県令佐が受験者を保任するなどの内容の「考校進士程式」が、また大中祥符に「親試進士条制」が發布されている。このように類似の勅、格、式が一―二年の短期間に相次いで編纂されたが、それらが一つの複数種類合併型法典にまとめられることはなかった。<sup>44</sup>

しかし熙寧末からは、複数種類合併が見られ始める。熙寧七年「熙寧三司勅式」、一〇年「貢舉勅式」、その他「学士院等処勅式」、「御書院勅式令」あたりがそれである。そして上述の様に熙寧一〇年「諸司勅令格式」から、勅令格式が現れる。もっとも元豊以降元祐を除きすべて勅令格式形式となった海行法とは異なり、特別法分野では、神宗修書法発表以降必ずしも一朝一夕に編勅が勅令格式となったわけではない、複数種類合併型になったわけでもない。元祐以降も「勅」「編勅」といった勅形式の特別法法典は見られる。また、三司関係法や「禄令」を始め、史料上多見される・類似分

44 「考試進士新格」は「長編」六七景德四・一〇・乙巳(中嶋敏編『宋史選舉志』(上)、東洋文庫、一九九二、五五頁参照)。「礼部考試進士勅」は「藝文志」。「考校進士程式」は「宋史」一五五選舉志「科目上」(おそらくこれは「宋会要」選舉三十八景德四・閏五・一五にある陳彭年が詳定を請うた「貢舉考試進士程式」の延長)。程式は定められた形式、といった一般用語であり、法典としての程式を式として良いか即断できないが、ここでは暫時、式に含める。これは採らなかつたが、中嶋編前掲書、五七頁には「親試進士条制」もある。内容が十分に明らかでない以上想像に止まるが、少なくとも名称としては、神宗以降であればこれらが合併されたとしてもおかしくない。

野の法律が多く出される・長期にわたって編纂が繰り返される、などといった点から重要性が高いと目される分野がある。例えば三司、内侍省、諸司、審官院関係、特に神宗以降は常平免役と並んで貢奉、国子監等学校関係といった新法の主要政策に関するものがそれぞれあって、特別法名称・内容に、このように時の王朝の重要政策課題を見出すこともできる。

格については一般に、北宋前・中期においては唐格が用いられていたと考えられているが、この時期を含めて多少細かく見てみると、主流的なものとしては三類に分けられる。一つは前代以来の格、もう一つは罰格を含む賞格系統、三つめは『事類』などに容易に見ることのできる、賞格以外の宋の格である。中には非法典な格との境が曖昧なものもあるが、傾向として次のように言えるのではない。まず時期区分するとすれば、北宋前・中期には格の編纂は少ない。唐以来の格とは異なるところの、宋代の格の主体である第二類の賞格系統が明確に現れるのが真宗景德であり、例えば景德四年に「宜州立功将士賞格」が頒布された（宜州での陳進の乱に対応してのことかと想像される）。そして熙寧まで格と言えはほぼ賞格・罰格が中心であり、この表での唯一の例外は上の「考試進士新格」のみである。だが熙寧以降、これ以外の第三類の様々な格が一気に増

加し、非賞罰が賞罰の二〜四倍ほどになる。<sup>46</sup>

向宗儒は熙寧に、神宗の旨を受け「賞格刑名に干するを勅と為し、指揮約束を令と為し、人物名数・行遣期限の類を式と為し、今具草し勅式令各の一事に編成せん」と述べており、これによって諸司勅式は勅式令の形で具草されたという。ここでは格一般の定義がなされていない上に勅に賞格が含まれているが、向宗儒が念頭に置いたこの格とは明らかに熙寧以前の賞罰格であり、勅に含めるのがそぐわない第三の非賞罰格が一般化するのは、神宗以後である。

この「表2」の中で、特に注目すべきものの一つとして令が挙げられる。宋の特別令の中では別格と言つていい「禄令」・「駅令」を

46 梅原は、熙寧八年には「新しい「格」のカテゴリはまだ登場して」いない（前掲書、八〇〇頁）とし、霍存福は神宗修書法以降の格について「内容的にすでに刑律的な條款はなく、非刑律的な条文も賞賜一項に局限された」（霍存福『唐式輯佚』（楊一凡編『中国法制史考証統編』八）社会科学文献出版社、二〇〇九、五八頁）などとする。だが格は熙寧以前にはむしろ賞格が主流だったし、『事類』の格には推薦人枠や試験場別の試験内容など、賞罰ではない単に「等級の高下」を定めたものも少なくない。

47 「編修内諸司勅式向宗儒言、面奉德音、所修文字干賞格刑名為勅、指揮約束為令、人物名数、行遣期限之類為式、今具草編成勅、式、令各一事」（長編二六九熙寧八・一〇・辛亥）。

除くと、この表ではわずかに治平に復された「内侍養子令」<sup>48</sup>以外、仁宗以降、単独の特別令（令のマスの中の横線より上部にあり、かつ複数種類合併型ではないもの）の存在を一つも確認できないのである。<sup>49</sup>一方神宗期の複数種類合併の登場以降、令単独とは確認できない特別令は増えてゆく。つまりそれらは、親法典が確認できないために表では敢えて（ ）を付していないだけで、実は殆どが複数種類合併法典の一部であった可能性があり、そうとすれば特別令は、北宋初期には少し見られるもののその後約半世紀ほど姿を消し、複数種類合併の誕生と共にその一部として復活したということになる。いずれにしても勅、格、式については複数種類合併ではない独立した特別法がこの時期にも多く成立していたことと比べれば、相当地に令の状況は異なる。

ところで海行法分野でも、慶元の令篇目が元豊後のいつ頃から成  
48 これは開宝四年に復された「内侍養子令」がここでもう一度復されたものと思われ、治平に全く新たに編纂されたものではあるまい。またこの開宝の「内侍養子令」も新たに編纂されたものではないようだ。四年頃には財争の訴訟が多発するなど宦官の養子が問題化し関連の詔勅が多発されており（『宋会要』職官三六―二乾徳四・六、『長編』七乾徳四・六・丙午など）、沈家本が指摘するように「内侍養子令」はこれら詔を重申したものである（沈家本『歴代刑法考』中華書局、一九八五、九七一頁）。

49 法典名末尾が令であるものとして、宣和頃の「神霄宮使司法令」が「藝文志」に見られるが、当時「法令」なる語は現代語に近い意味で使われ、しかも「法令」なる名称はこれ以外に管見に及ばず、これは令典とは言えないだろう。

立したのかははっきりしていない。<sup>50</sup> 試みに、主として『宋会要』から北宋の海行令を、唐代型の海行法とは言えない「儀制令」「禄令」「駅令」を除き、他の海行令篇目を唐令にあって慶元令にない篇目（A）、双方にある篇目（B）、慶元にあるが唐令にない篇目（C）、の三つに分けて整理したのが本稿末尾〔表4 北宋海行令篇目〕である。すると基本的には容易に予測し得るように、大まかに元豊以降、（A）は消滅、（C）はそれ以降に登場する。ただ、指摘すべき事が若干あり、まず（A）にあっても公式令は元豊・元祐に残っており、しかも「元祐公式令」として伝えられる条文内容は唐令・天聖令のそれではなく、慶元職制令に見られるものである（『長編』四六五元祐六・閏八・壬午、『事類』四「上書奏事」職制令）。元豊以降の新たな令条文が、元豊以降もしばらく残った唐令篇目にあり、その後篇目は消えたが条文は職制令として残る、という軌跡をたどったと見られる。また後の慶元令では消滅している公式令も篇目としては元豊以降もまだ存在しているものの、その内容はすでに宋独自の内容で、しかも元祐元年には元豊仮寧令に文字を

50 仁井田陞は、宋の令は元豊令以後の諸令を経て唐令とは大きく変わったとし（『唐令拾遺』東京大学出版会、一九六四、四七頁）、また梅原も慶元の非伝統的な令名は元豊以降成立し南宋には定着していただろうと述べる（前掲書、八四六頁）。

加える形で条文改訂が行われている。<sup>51</sup> 篇目として唐令・宋令にある考課令も、元豊考課令として伝えられる内容は唐令のものではない。<sup>52</sup> 今ひとつ、神宗の法制改革実現の時期に関連して重要と思われるのは、(C) 分類として神宗期に登場したのはわずかに「元豊薦拳令」ひとつであって、それ以外は徽宗期に出現している点である。唐令譜系から宋令譜系の本格移行は、やはり神宗期ではなく、徽宗期とするべきだろう。なお、宋に出現したものの慶元までに消滅した海行法篇目が存在した可能性は否定できないだろうが、これについては殆ど不明である。

### おわりに

本稿で、可能な限りの技術的問題のクリアを目指しつつ、勅令格

51 「檢元元豊公式令、諸敕書許官員訴雪過犯、自降赦日二年外投状者、不得受接」〔宋会要〕職官三・七六元祐一・八六〇、「元豊公式令、諸州解發金銀錢帛、通判序置簿、每半年具解發數目及管押附載人姓名、實封申尚書省」〔宋会要〕刑法一・一五元祐五・二二三、「詔令吏部自落班簿後、限一年方許朝參、仍於元豊復寧令添入大使臣字」〔長編〕三七四元祐一・四・辛卯。官員が過犯を雪ぐを訴える、あるいは諸州が解發するなどは宋的と言い得よう。

52 「中書省言、臣僚上言、比詔大臣薦館職、又設十科拳異材、請並依元豊薦拳令、閱報御史台」〔宋会要〕選舉二八一九元祐一・一四。十科を設けて挙げることは、司馬光の元祐の奏議による（王徳毅『宋史研究論集』商務印書館、一九九三、一三〇～一四一頁）。

式四種について北宋特別法の整理を試みた結果として、最低限前章に述べた諸事実の指摘は可能であったと思われる。以下ここでは神宗期と徽宗期での変化の流れという観点から若干の論点整理を試み、結語としたい。

まず、神宗期においては特別法が爆発的に増加したが、普通法・特別法を問わずいくつかの変化が起き始めていることも間違いない。それまで宋代法典は一種類の法律のみからなっていたが、この時に複数種類合併が始まり、熙寧末に勅令格式形式での編纂が始まる。令は、禄令など例外として扱うべき若干を除けば北宋を通じて単独の特別法は殆ど見られないが、この時に複数種類合併型の一部という形では、特別令も見出されるようになる。格については、英宗期以前はほんの一、二の例外を除いて賞罰格のみであったのに対し、熙寧以降はこれに加えて南宋には普遍的に見出される所の、賞罰以外の様々な格が普遍化する。これらの変化は、それまで別の来源を有し相互に独立していた勅令格式の四者が、それぞれ刑罰・約束・等級・模楷という役割を分担しつつ、その複数ないしは全てが一つの行政課題に対応し得るような勅令格式体制の開始を意味するのであり、それが神宗修書法の法思想を背景にしたことは明らかであるう。

しかし一方で、神宗期に開始されたこれら多くの変化が、神宗期ではなくむしろ徽宗期に本格的に発展するという事実もある。神宗政治の紹述が重視された徽宗期には神宗修書法の思想が改めて強調

され、不完全であつた法典を勅令格式形式に整える試みが行われたし、実際に特別法法典群が本格的に多く勅令格式形式を取り始めるのは、徽宗期である。一方普通法分野に目を向ければ、勅の篇目が律一二篇に則しているのが確認できるのは哲宗元符と徽宗政和の海行勅令格式からであるし、令もまた、宋令篇目が現れるのはほぼ徽宗崇寧である。また本稿では論じ及ばなかったものの、徽宗期には新条文が有司によって随時立法され、同時に既存法典に振り分けられるという新たな立法方式が始動しており、また筆者が現在持つ印象としては、かなりの南宋法条文は、徽宗期から南宋孝宗期にかけて成立している。いずれにしても、勅令格式形式の定着や令の宋令譜系への移行など南宋には定着している新たな法体制は大まかには、神宗期に開始されていたが実際に徹底したのは徽宗期であつた、と見ることができる。だが、その根拠の一つとなる本稿諸表は、あくまで現存記録に基づいたものだし、また上述の所見を損なうほどではないと思われるにせよ、「表2」には親法典か子の法律か、あるいは編集のみか頒降に至つたものか確定し得ないものも含まれている。こうした限界に加えて、神宗期と徽宗期の関係、また神宗の統治思想を考えるならばそれは法制分野だけではなく、官僚制をはじめ

めとした他分野<sup>53</sup>を視野に入れることは不可欠なのであつて、これは今後の課題とせざるを得ない。

53 北宋後期の官僚制めぐり宮崎聖明氏は、徽宗期の官僚制に元豊官制の遵守・新制度の創設という二側面がある点を指摘している（『宋代官僚制度の研究』北海道大学出版会、二〇一〇、二二三頁）。

〔表 2 北宋特別法一覽〕

	勅	令	格	式
建隆		3.12庚子「捕盜令」、宋1。 「礼令」、興1-16,4,8,13。	3.10癸巳「循資格」1、「長定格」1、「勅勅格」1、長3。	
乾德			2.1甲申(重詳定)「循資格」、長5。	2.1甲申「四時職選式」、宋1。 「品式」、儀5-1,2,9,12。
開宝		1.3庚寅「果令尉捕盜令」、宋2、長9。 4.7戊午(復)「内侍養子令」、宋2。	「開宝長定格」3、藝、通志65。	3.7乙巳「報水早期式」、宋2。
太平興國				3.2丁巳「諸州錄事果令簿尉磨子合書式」、宋4。
雍熙				
端拱				
淳化				「踏鞞式」、玉178、 食1-35,2,3,26。
至道				
咸平	2.7.30「三司刪定編勅」(案湘上)6、刑1-2、通志65。 「三司咸平雜勅」12、通志65。 ca.「諸路轉運司編勅」30、通志65。			
景德	2.9癸亥「三司新編勅」(丁謂上)15、長61、玉66。 2.10.9「三司新編勅」(林特上)30、刑1-3、玉66。 3.1.7「景德農田編勅」5、宋173、刑1-3。 4.7.5「刑名勅」、刑1-3、玉66。		1.7癸未「用兵謀賞格」、宋7。 4.8己酉「宣州立功將士賞格」、宋7。 4.10乙巳「考試進士新格」、宋7。 ca.「貢奉新格」、文恭集40。	2.1戊寅「踏鞞式」、宋7、玉178。 4「考校進士程式」、宋155。
祥符	ca.「諸路轉運司編勅」30、藝、通志65。 ca.「礼部考試進士勅」1、藝。	「祠祭令」、礼14-15,4,8,22。		2.4.26「諸州天慶節道場齋醮儀式」、礼57-28。 「品式」、儀5-8,5,9,12。
天禧	1.6.10「在京三司勅」12、刑1-4、長90、玉66。 4.2.9「一州一界新編勅」50、刑1-4、玉66。 4.11.17「刪定一司一務編勅」30、刑1-4、玉66。	2.3丁巳「景靈宮祠令」、長57。 ca.「玉清昭應宮令式」、補(上清齋祥宮)。		
乾興		ca.「限田令」、宋302、玉20。		
天聖	5.10己丑「(新定)五服勅」、宋9、藝、九朝鼎要9。 ca.「泰明白首勅」1、通志65。 ca.「礼部考試進士勅」1、通志65。			

	勅	令	格	式
明道	「一司一務編勅」、刑1-5.2.8.27。			
景祐	2.6.24 「一司一務編勅」(井目錄) 44、宋10、刑1-5。 2.6.乙亥 「在京勅」、宋10。 5.10.4 「減定諸色刑配刑名勅」5、刑1-5、通志65、玉66。			2.5.25 「造成今古權量律度式」、食69-14。
寶元				
康定			1.8 「康定行軍賞罰格」、宋291、玉141。	
慶曆	7.9.丁酉 「一州一果勅」、宋11、長161。			3.10.壬戌 「新定磨勘式」、宋11。 「武部式」、長132.1.6.丙寅。
皇祐	4.9.8 「(皇祐)一司敕」、宋199、長286。熙寧10.12.壬午、玉66。 「皇祐審官院勅」1、通志65。 「一路敕」、「一州一果勅」、宋199、玉66。 「皇祐閤門一司編勅」、儀3-27。嘉祐6.4.6)。 「皇祐內侍省一司編勅」、儀3-27。嘉祐6.4.6)。 「皇祐新編京東一路勅」、食70-11。熙寧1.10.11)。			
至和	「陝西編勅」、食24-1.2.7.19)。			
嘉祐	2.5.癸未 「殿前馬步軍司編勅」、長185。 3.1.丙午 「三班院編勅」、長187。 「嘉祐審官院編勅」15、藝、玉66。 「嘉祐三司編勅」、職5-28.5.11。 「軍馬勅」、宋193、7。	2.10.甲辰 「嘉祐祿令」10、藝、長186。 4.1.13 「嘉祐職令」3、藝、方10-14。		
治平	1.4 「新編審官院勅」15、職11-4。 4.12.辛丑 「群牧司勅令」、玉149。 「刑部一司勅」、兵11-28.4.9.14。	1.11.戊寅 (復) 「內侍養子令」、宋13。		
熙寧	3.5.庚戌 「群牧司編勅」12、藝、長211、玉149。 3 「八路差官勅」1、長380。元祐1.6.戊申、通志65。 4.9.23 「熙寧宗室舉勅」、帝5-20。 5.12.庚辰 「新修審官西院勅」10、長241。	1.9.28 「熙寧新定皇親祿令」10、藝、帝14-18。 3.8.28 「三司令式」、食56-16。 8.6.己酉 「宗室祿令」、長265。 「熙寧新定諸軍直祿令」2、藝。	5.8.17 「詳定武臣試格」、選17-13。 6.10.29 (重修) 「行軍賞格」、兵18-5。 8 「陸免人叙格」、宋201。	2.12.3 「南郊式」、職5-6。 5.2.17 「大札式」、禮25-54。 5.8 「方田均稅(條約并)式」、長237。 6.8.乙亥 「支賜式」12、長246。

	勅	令	格	式
	<p>6.9.4 「一路一州一県一司一務勅」 刑1-9。 7.3.8 「三司勅式」 400、長251、玉186。 7.3.乙卯 「八路勅」 1、藝、長251。 7.3.乙卯 「將作監勅」 5、藝、長251。 7.3.丙午 「熙寧新編太宗正司勅」 8、藝、長251。 7.6.己卯 「在京一司一路一州一県勅」 長254。 7 「審官集院編勅」 2、藝、職54-31、宣和2.5-25。 8.2.3 「軍馬司編勅」 藝、刑1-9。 8.國4丙申 「詳定軍馬勅」 5、藝、長263。 8.11.壬辰 「河北將官勅」 長269。 8.11.乙亥 「一司一務一路一州一県勅」 長270。 9.9.25 「諸司勅式」 24、刑1-10、玉66。 9.10.辛卯 「一司一務一路一州一県勅」 長278。 10.1.壬申 「軍馬司編勅」 藝、長280。 10.2.27 「諸司勅令格式」 (翰林医官院5等) 12、藝、刑1-11、玉66。 10.7.乙丑 「熙寧五路義勇保甲勅」 5、藝、長283。 10.8.3 「貢奉勅式」 11、刑1-11。 10.11.4 「諸司勅格式」 (龍圖天章宝文閣4等) 30、藝、刑1-11、玉66、長285 (勅令格式)。 10.12.6 「熙寧詳定尚書刑部勅」 1、藝、刑1-11。 「熙寧將官勅」 1、藝。 「熙寧開封府界保甲勅」 2 (申明1)、宋192、藝。 「熙寧新編常平勅」 2、藝、通志65。 「熙寧貢奉勅」 3、通志65。 ca. 「學士院等處勅式」 (并看詳) 20、藝。 ca. 「御書院勅式令」 2、藝。 ca. 「律字·武字·勅、式」 藝。 -----</p>	<p>「明堂禘饗令式」、「大遼令式」、「諸蕃進貢令式」 16、宋38、藝。 「行軍實格」 兵18-4、3、10、25。 「五路教閱格」 長276、9、6.辛卯。</p>	<p>7.11.庚戌 「弓式」 長249。 8.國4甲寅~9.3.戊寅 「內諸司式」 (尚宗備、沈括、張誠一修)、長263、269、273。 8.6.23 「一州一路會計式」、食56-20、玉186。 9.5 「大医局式」、職22-37。 10.4.2 「熙寧舉式」、刑1-9、7、9.2。 「將作監式」 5、藝。 「熙寧支賜式」 1、通65。 「熙寧新定孝團式」 15、藝。 「熙寧新定節式」 2、藝。 「隨酒式」 1、藝。 「熙寧新定時服式」 6、藝。 「熙寧新定新葬式」 2、藝。 「南郊式」、「大札式」、「祀賽式」、「齋醮式」、「葬式」、「孝贈式」、宋98。 ----- (熙寧貢奉式)、選17-19紹聖3.4.12)。 「學士院式」 10、職6-51、10.10.3。 「熙寧新式」、宋124。 「閣門捧賜式」、「支賜式」、「支贈式」、「問疾澆奠支賜式」、「御厨食式」、「辰式」、刑1-10.9.9.25。 「熙寧詳定諸色人厨料式」 1、藝。 「熙寧新修凡女道士給賜式」 1、藝。 「熙寧應任儀式」 1、藝。 ca. 「馬運鋪特支式」 2、藝。 ca. 「官馬傳馬草料等式」 9、藝。</p>	<p>1.3.23 「學士院龍圖天章宝文閣等處勅令式」、刑1-11。 1.9.6 「元豐新定在京人徒勅令式」 3、藝、刑1-11。</p> <p>2.9.29 「元豐教令式」 15、職26-12。間「明堂禘饗大札令式」 383、藝。</p> <p>1.10 「在京校試諸軍技藝格」、長293、1.10庚戌。 1.12.23 「大小使臣呈試弓馬藝業出官試格」、選25-11。</p> <p>(1.2.丁亥「宗室外臣葬式」、長288)。 2.6.己未「高麗入貢儀式」 (祭令) 30、藝、長298。</p>
元豐				

勅	令	格	式
<p>1.10.4 「武舉勅式」、刑1-11。 1.10.13 「元豐司農勅令式」(蔡確) 17、藝、刑1-11、長293。 2.3.辛卯 「元豐將官勅令」12 (「府界京東西路將勅」、「河北路將勅」、「河東路將勅」、「河南路將勅」、「陝西五路將勅」、「通用勅」、藝、長297、長339.6.9戊申、長407.元祐2.11丙辰。 2.4.癸卯 「茶場一司勅」、長297。 2.5.12 「茶法勅式」、刑1-11。 2.6.24 「諸司勅式」(安燾) 40、刑1-12、玉66。 2.8.12 「入內侍省勅式」、職36-17。 2.8.29 「國子監一司勅式」、職28-9。 2.9.29 「元豐司農勅令式」15、刑1-12、長300、玉66、通志65。 2.11.12 「蕃官東院勅令式」、選23-3。 2.12.6 (重修) 「(御史台)一司勅」、職55-9.2.12.6。 2.12.18 「國子監勅式令」(非學令)、職28-9、長301。 3.2.1 「司農寺勅式」(勅1、式1)、藝、職26-13。 3.6.18 「武學勅令格式」1、藝、刑1-12。 4.7.己酉 「軍器監勅」、長314。 4.12.9 「元豐江淮湖浙路塩勅令資格」6 (勅令格式、目録2)、藝、食24-21、通志65。 5.4.3 「都提舉市易司勅」(并釐正、看詳) 21、刑1-12、藝。 5.9.辛丑 「景靈宮供奉勅令格式」60、宋98、藝、長329。 5.12.11 「六曹勅令」、職56-14。 7.6.庚申 「保甲養馬勅」、長346。 初 「元豐戸部勅令格式」1部、藝。 間 「宗室外臣奉勅令式」92、宋98、藝。 間 「貢奉医局龍圖天章宝文閣等勅令儀式」(及看詳) 410、藝。 「元豐新修吏部勅令式」15、藝、玉117。 「國子監勅令格式」19、藝。 ca. 「儀禮勅令格式」、宋98。 「貢奉新勅」、長291.1.8.癸丑。</p>	<p>「元豐新修國子監大學小学元新格式」(格10令13)、藝。 ca. 「皇親祿令」(并釐修勅式) 340、藝。 (元豐~元祐) 「國子監支費令式」1、藝。 ----- (「元豐度支令」、宋165)。 「元豐度支令」、刑1-17紹聖4.12.3)。 「祿密院令」、職-38.宣和4.8.20。 「知大藩府祿令」、職54-7.6.4.18。 「在京通用令」、職56-22.7.11.26。 「寺監庫務通用令」、職56-22.7.11.26。 「儀注令」、儀4-9.5.9.23。 「(開門) 儀令」、長355.8.4.己丑。 「元豐禮部令」、選3-54.元祐8.3.13。 「元豐儀令」、長500.元祐1.7.辛亥。 「元豐大札令式」、刑1-16紹聖2.4.9。 「元豐恤孤勅令」、宋18紹聖3.2.辛未。 「元豐貢奉令」、選16-4紹興4.6.14。 「元豐義倉令」、食53-21政和1.1.22。 (「諸司令式」、刑1-11.1.3.23)。 「西京令」、禮39-10.6.5.7。 「考功 (元豐) 令」、職54-32.宣和2.6.3。 「考功 (元豐) 令」、職54-32.宣和2.6.3。</p>	<p>2.8.24 「司封考功格式」、刑1-14。 2.10.庚戌 「秋試諸軍資格」、宋15。 3.9.16 「以階易官寄祿格」、宋114、職56-2。 5.7.24 「選官格」、選25-11。 7 「開封六曹官制格」、職56-22紹聖2.7.25。 「元豐資格」5、通志65。 「元豐選格」、宋158、選23-5紹聖1.4.21。 「吏部格」、長334.6.3.丁酉。 「元豐新令資格」、帝5-6.7.8.23。 「元豐刑部格」、職15-13.元祐4.10.23。 「元豐選格」、選23-5紹聖1.4.21。 「元豐官制格」、職56-30.大觀4.8.11。 「元豐材武格」、選29-2政和2.8.29。 「尚書吏部司勅格」、食51-41政和3.10.17。 「元豐塩資格」、食26-4紹興2.2.5。</p>	<p>3.1.27 「南郊壇損式」、長302、玉93。 5.6.13 「制授勅授奏授告身式」、職11-67。 「講筵式」、長298.2.6.辛酉。 「公式」2、藝、食1-4.4.7.7。 間 「高麗女真排舞式」1、藝。 「新修 (高書) 吏部式」3、藝、玉117。 ----- 「工部式」、長337.6.7.辛酉。</p>

	勅	令	格	式
<p>「元豊貢奉勅」、選3-55.紹聖1.9.11。 「六察勅」、職17-13.6.5.19。 「元豊官制勅令格式」、職56-49.宣和2.8.27。 元豊5～8「市易勅」、宋320。</p>				<p>黄廉「大礼式」20、藝。 ----- 「左選式」、長480.8.1.丙申。</p>
<p>元祐 1.3.25「吏部四選勅令格式」、刑1-1、藝。 1.4.8「元豊尚書戸部度支金部倉部勅令格式」、刑1-13。 1.6.11「常平免役勅令」、刑1-17。 1.8.12「度支大札賞賜勅令格式」、刑1-14。 3.8.辛卯「河南北監牧司編勅」、長413。 5.10.26「将官勅」、長449、玉139。 6.2.13「冬教授甲勅」、兵2-37。 6.5.29「元祐諸司庫務勅令格式」206冊、刑1-15、長458、藝。 6.閏8.26「河南北監牧司勅令」、選28-24。 初「六曹勅令格式」1000、藝。 「元祐貢奉勅」3、通志65。 ----- (倉(部)勅)、長377.元祐1.5.壬戌)。 「元祐貢奉勅令」、選3-55.1.6.15。 「元祐差役勅」、食65-62.6.8.23、長407.2.12.壬寅。 「私役禁軍勅」、長469.7.1.戊申。</p>	<p>----- 「元祐職官令」、職6-12.紹興1.12.3。 「元祐大理寺令」、長454.6.1.甲申。 「刑部令」、長415.3.10.癸酉。 「閩門儀令」、長370.1.閏2.壬子。 「主客令」、職13-7.6.7.12。 「度支押令」、長464.6.8.庚戌。 「宗正寺令」、長477.7.9.甲午。 (「大札令」、礼25-16.4.9.18)。</p>	<p>----- 「兵部格」、職13-46.元祐6.7.12。 「六曹通用格」、刑1-13.1.4.2)。</p>		
<p>紹聖 3.6.8「常平免役勅令」、食14-10。 3.8.2「貢奉勅令格式」、刑1-17。 3.12.甲戌「新修太学勅令式」、宋18。 4.1.1「紹聖新修太学勅令式」23冊、刑1-17.3.12.18。 ca.「諸路州縣勅令格式」(并一時指揮)13冊、藝。 ----- (貢奉勅)、選3-56.2.12.23)。 「紹聖常平免役勅令格式」、食14-13.1.8.2。 「紹聖軍馬司勅令」、職54-30.政和3.10.29、刑1-17.元符1.4.29。</p>	<p>閩「諸陵薦獻礼文儀令格式」(并例)151冊、藝。</p>	<p>1「招禁軍官員賞格」、宋193。 初「鑄試格」、宋158。 「紹聖馬司格」、職54-29.政和3.10.29。 ----- 「司封格」、職9-4.4.4.12。 「軹員旁通格」、宋196.5.8。</p>		
<p>元符 1.4.29「詳定刪修軍馬司勅令」、刑1-17。 ----- 「新修国信勅令」、職36-40.2.6.18。 「成都府利州陝西路并提举茶事司勅令」、食30-31.2.3.27。</p>	<p>2.7.己酉「北郊令式」、長512。 ----- 「六曹通用令」、食56-31.2.11.25。</p>	<p>1.10.己亥「巡教使臣罰格」、宋195、長503。 ----- 「元符雜格」、食30-34.崇寧2.8.11。</p>	<p>----- 「成服儀式」、長520.3.1.甲申。 「大札儀式」、礼14-121.3.4.2。</p>	

	勅	令	格	式
靖国	1.3.17「紹聖統修律学勅令格式」(看詳、淨条) 12冊、藝、崇3-10。 1.3.17「紹聖統修武学勅令格式」(看詳、淨条) 18冊、藝、崇3-31。 「一路等勅令」、刑1-21.1.8.26。		1.6.30「闕殺情理輕重格」、刑1-20。	
崇寧	2.5.6「諸路州県学勅令格式」(并一時指揮)、崇2-10。 3.2.29「崇寧殿中省提舉所六局供養庫勅令格式」(并看詳) 60、職19-9。 3.6.11「崇寧国子監算学书画学勅令格式」、藝、崇3-1.13-3。 「崇寧通用貢奉勅」、選5-4淳熙5.1.19。 「宗子大小学勅令格式」15冊、藝。 「崇寧官学勅」、帝5-19.4.4.12。 「崇寧符官勅」、兵5-14大觀4冊8.10。	「崇寧貢学令」、選16-2建炎4.5.21)。(「崇寧貢学通用令」、選4-3.2.6.8)。 「崇寧御史貢学令」、選8-41紹興5.8.9。 「崇寧在京通用令」、職4-16政和5.12.15。 「吏部尚書左選令」、選28-28.1.3.28。 「外宗正司令」、職20-34.3.9.29。 「崇寧内外官学令」、帝5-20.4.12.2。 「崇寧牧馬令」、兵21-30大觀1.2.25。 「崇寧方田令」、食4-10政和2.10.27。 「支隊令」、職43-90大觀1.9.13。	3.10.18「龍圖天章宝文頭議閣学士蔭補推恩格」、刑1-22。 「應注材武格」、選25-12.1.12.20。 「薦奉格」、職8-6.3.7.21。	「崇寧貢学通用式」、選4-3.2.6.8)。
大觀	1.7.28「大觀馬通鋪勅令格式」30、刑1-23。崇2-1。 3.4.8「大觀重修国子監大学辟廳并小学勅令格式」(申明、一時指揮、目錄、看詳) 168冊、藝、職28-18。 4冊8.18「宗子大小学勅令格式」(申明、一時指揮、对修勅、令) 21冊、刑1-24。 ca.1「大觀新修諸路州県学勅令」、崇2-17.2.5.16。 「大觀新修内東門司応奉禁中請給勅令格式」藝。 「尚書六曹寺監通用勅令」、刑1-36紹興3.9.18。 「大觀六曹寺監通用勅令」、刑1-36紹興3.9.18。 「大觀尚書六曹寺監通用勅令」、刑1-36紹興3.9.18。 「大觀尚書六曹寺監庫務通用勅」、刑4-45紹興4.3.20。 「大觀内外宗子学勅令格式」、刑1-24大觀4冊8.18.3.10.17。 「大觀諸路上供錢物綻降勅令」、食51-41政和3.10.17。 「大觀学制勅令格式」35、通志65。 「大觀走馬勅」、職41-127.4.2.16。	「景靈官令式」、礼13.6.1.5.30。 「大觀尚書六曹通用令」、職3-32紹興1.2.16)。 「中書史部考功令」、職56-28.2.3.15。 「茶司令」、職43-89.1.2.3。 「大觀榷茶司令」、職43-95政和3.8.13。 「大觀学令」、崇2-12.2.3.24。 「大觀重修大礼令格」、礼25-18紹興1.6.25。 「小学令」、崇2-23政和4.6.25。 「大学辟廳諸路州学通用令」、職28-18.2.5.20。 「大学辟廳通用令」、職28-18.2.5.20。 「大觀重修武学令」、崇3-32政和1.8.28。 「秘運司令」、職43-89.1.2.3。 「諸路州学令」、職28-18.2.5.20。	2(3.9.11)「綠格」、宋172、職57-54。 中「旁通格式」、職43-9政和7.11.3。 「大觀告格」1、藝。 「諸路州学教授考課格」、職59-15.4.5.11。 「大觀寺監通用監正侍郎右選格」、職27-31紹興13.9.13。 「大觀重修国子監小学格」、崇2-1政和4.12.4。 「大学辟廳通用格」、職28-18.2.5.20。	

	勅	令	格	式
政和	<p>2.5.丁卯「政和統編諸路州県学勅令格式」18、藝、崇2-10.2.5.16。            3.2.7「殿中省六尚供奉勅令、刑1-27。            4.2.6「翰林院勅令格式」、職6-52。            6.閏1.29「政和勅令(格)式」903、刑1-29、藝。            6.6.5「政和重修国子監律学勅令格式」100、刑1-29。            6.6.13「政和新修御試貢士勅令格式」159、刑1-29。            7.5.27「夏祭勅令格式」、刑1-29。            7.12.28「高麗勅令格式例」240冊、刑1-30。            間「宗祀大礼勅令格式」、藝。            「政和新修貢士勅令格式」51、藝。            「政和總附紹聖帝平免疫勅」、食26-29、紹興12.10.28。</p>	<p>「都大提舉成都府等路權茶司(本司)令」、職43-90.1.9.13。            「吏部四選通用令」、選24-3。            「政和祿令格」(等) 321冊、藝。            -----            「礼部貢奉令」、選4-6.1.4.25。            「保甲令」、兵2-40.3.9.9。            「政和錢法令」、職43-132.5.2.18。            「大宗正司(本司)令」、帝5-26.7.3.2。            「支賜令格」、帝2-28.8.閏9.21。            「宗室節度使令格」、帝2-28.8.閏9.21。</p>	<p>1.4.24「私家賞格」、食30-38。            6.6.4「中書省官制事目格」120、藝、職56-44。            7「旁通格」、宋179。            間「回授格」、宋159。            ca「高書省官制事目格」(参照卷) 67冊、藝。            ca「門下省官制事目格」(并参照卷、旧文淨条、釐折總目、目錄) 72冊、藝。</p>	<p>1.11.17「編定六尚供奉式」200冊、職19-10、藝。</p>
重和	<p>「政和錢法勅」、職43-132.5.2.18。            「諸路上供勅」、食51-42.3.10.17。            「政和殿中省通用勅」、札45-16.5.9.12。            「高麗入貢勅」、蕃4-104.8.10.17。</p>	<p>「復令」、補「籍田」1.12.27。</p>	<p>「政和祿格」、刑1-37、紹興6.9.21)。            「政和賞格」、刑2-66.6.6.11。            「政和都官格」、職24-36、紹興9.12.13。            「政和重修史卒格」、職34-29.3.10.29。            「政和諸路歲貢六尚局格」、食41-43.5.12.25。            「尚書度支事目格」、食51-38.2.6.30。            「夏祭大礼格」、札26-5.4.4.26。            「大礼格」、宋100.3)。            「政和保甲格」、兵1-12.6.12.7。            「政和總附常平格」、宋96、清康1.8.辛丑)。            「政和編配格」、宋201。</p>	<p>3.2.14「大内内侍省佾宣撫問使臣格」、方10-36。            -----            「監司考課格式」、職59-18.6.1.13。</p>
宣和	<p>1.8.24「明堂勅令格式」1206冊、藝、刑1-32。            初「接送高麗勅令格式」、藝。            初「奉使高麗勅令格式」、藝。            初「兩浙福建路勅令格式」、藝。            初「明堂大饗祝明頒明布政儀範勅令格式」、藝。            「宣和軍馬司勅令」(勅13.令1)、直齋書錄解題7。            (「番官東院勅」、職11-28.2.9.4)。</p>	<p>「職田令」、職58-19.1.6.5。            「宣和重修大礼令格」、札25-19、紹興1.6.25。            「開封府令」、刑1-31.1.10.3。            「歲令」4冊、札24-84.4.2.14。            「朔令」51冊、札24-84.4.2.14。</p>	<p>「大内内侍省佾宣撫問使臣格」、方10-36。            -----            「監司考課格式」、職59-18.6.1.13。</p>	
靖康				

〔表4 北宋海行令篇目〕

	唐令篇目 (A)	唐令/慶元令篇目 (B)	慶元令篇目 (C)
建隆		「考課令」 職59-1.3.11.10。	
乾德	「案令」 樂4-12.4.10.19。		
開宝	「喪葬令」 礼37-27.8.10。		
興国			
淳化		「官品令」 帝2-7.5.2.27。	
咸平	「喪葬令」 礼41-6.1.9.3。	「田令」 職58-2.2.7。	
景德			
祥符	「鹵簿令」 宋150.4。 「公式令」 儀3-10.9.1.23。	「官品令」 儀3-8.1.8.14。 「假寧令」 儀13-31.1.11.24。	
天聖	「衣服令」 輿4-5.3。 「天聖衣服令」 礼2-38.紹聖3.6.27。 「戸令」 食63-171.1.7。 「天聖喪葬令」 宋史124。		
景祐	「祠令」 礼28-53.1.10.6。		(「職制令」職制律の誤。 礼36-10.2)。
康定	「衣服令」 輿4-11.2.10。 「鹵簿令」 輿1-15.1.9.7。	「官品令」 輿4-11.2.10。	
治平	「封爵令」 儀3-31.4.閏3.19。		
熙寧	「戸令」 職20-56.3.6.18。 「封爵令」 礼36-4.8.閏4。		
元豊	「国朝衣服令」 輿4-19.1.11.2。 「元豊公式令」 刑1-15.元祐5.1.23。 「国朝祠令」 礼2-1.3。	「学令」 職28-9.2.12.18。 「元豊学令」 職28-14.元符3.12.21。 「元豊考課令」 職59-10.元祐2.5.18。 「元豊假寧令」 長374.元祐1.4.辛卯。	「元豊薦舉令」 選28-19.元祐1.11.4。
元祐	「元祐公式令」 長465.6.閏8。	「元祐官品令」 職7-18.治平4.6.11。	
元符		「元符考課令」 職59-13.崇寧4.9.1。	
崇寧			「薦舉令」 選28-28.1.3.28。 「選試令」 職61-17.2.2.8。 「崇寧方田令」 食4-11.政和2.10.27。
大觀	「大觀学令」 崇2-12.2.3.24。		「選試令」* 選25-13.政和1.10.17。
政和		「政和官品令」 職56-47.重和1.11.16。 「政和軍防令」 刑7-28.靖康1.2.27。 「政和田令」 職58-21.宣和3.7.24。	「政和封贈令」 儀10-18.4.4.14。 「政和職制令」 刑2-75.宣和1.5.14。 「政和斷獄令」 礼57-23.4.11.14。 「政和賞令」 食51-41.3.10.17。

本表は一部を除き、『宋会要』によっている。

\* 大觀元年春頒。